

令和5年度 観光客の利便性・満足度向上事業（観光施設等のトイレの洋式化）

本県を訪れる外国人観光客の増加等を受け、観光客の方々に快適に過ごしていただくための受入環境の整備の一環として、観光施設等のトイレの洋式化を推進するため、その整備に要する経費の一部を補助する。

- 1 対象事業 訪日外国人旅行者が自由に利用できる観光施設等の無料の公衆トイレ
- 2 対象事業者 観光案内所・観光施設等を設置し、若しくは管理する者、
又は観光地における店舗・事業所等を運営する者

3 対象範囲

「観光スポット」（※１）の内、周囲、アクセス経路

（※１）訪日外国人旅行者が毎年一定数訪れている（と推定される）観光施設等を言う。

- 4 補助率 1／3 ただし、民間事業者１００万円、市町２０万円を上限とする。

5 対象経費

＜基本整備項目＞

- ・ 和式便器の洋式化
- ・ 洋式便器の増設
- ・ 洋式便器の旧式から新式への交換（温水洗浄便座は必須）
- ・ 洋式便器の新設（建替、増築、新築時）

＜追加整備項目（基本整備項目実施の場合に限る。）＞

- ・ 温水洗浄便座、暖房便座
- ・ ハンドドライヤー＊
- ・ 洗面器（自動水洗化等）
- ・ 化粧鑑
- ・ 小便器（自動水洗化等）
- ・ LED照明
- ・ 室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・ 外装工事（屋根部分は除く。）
- ・ 窓
- ・ 入口ドア
- ・ 案内標識（多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等）
- ・ 案内表示（トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置等）
- ・ 掃除流し 等

＊感染症対策のため、感染状況を鑑みて利用制限等を設けること。

- 6 応募期日 令和5年10月31日（火）17時まで〔原則〕

※応募期間中、毎月末を応募〆切日とする。

※原則、応募月の翌月末を目途に審査結果の可否を通知。

※予算が無くなり次第、応募を終了とする。

※応募期日を過ぎての応募は、予算の執行状況によるが、令和6年2月28日までに事業執行完了を前提として、受付けの可否を協議する。